

○有田川町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する
条例施行規則

令和5年3月31日
規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、有田川町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例(令和5年有田川町条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可申請)

第2条 条例第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、建築物許可申請書(様式第1号)の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書面を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 床面積求積図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 断面図
- (7) 許可を必要とする理由書
- (8) 工場(危険物)調書(様式第2号)
- (9) その他町長が必要と認めるもの

2 条例第9条において準用する条例第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、工作物許可申請書(様式第3号)の正本及び副本に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 平面図
- (2) 側面図
- (3) 縦断面図
- (4) 横断面図
- (5) 前項第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる書類
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(特例許可の通知等)

第3条 町長は、前条に規定する特例許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可するときは建築物(工作物)許可通知書(様式第4号)に、許可しないときは建築物(工作物)不許可通知書(様式第5号)に、特例許可申請書の副本及びその添付書面を添えて、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

建築物許可申請書
（第 1 面）

有田川町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可を申請します。

この申請書及び添付書面に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）有田川町長

令和 年 月 日

申請者氏名 印

（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

※受付欄	※都市計画審議会欄	※決裁欄	※許可番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

(第2面)

申請者等の概要

【1.申請者】

【(1)氏名のフリガナ】

【(2)氏名】

【(3)郵便番号】

【(4)住所】

【(5)電話番号】

【2.代理者】

【(1)資格】 () 建築士 () 登録第 号

【(2)氏名】

【(3)建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【(4)郵便番号】

【(5)所在地】

【(6)電話番号】

【3.設計者】

(代表となる設計者)

【(1)資格】 () 建築士 () 登録第 号

【(2)氏名】

【(3)建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【(4)郵便番号】

【(5)所在地】

【(6)電話番号】

(第3面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】

【2.特定用途制限地域】

【3.道路】

【(1)幅員】 m

【(2)敷地と接している部分の長さ】 m

【4.敷地面積】

【(1)敷地面積】 ア(m²) (m²) (m²) (m²)
イ(m²) (m²) (m²) (m²)

【(2)用途地域等】

【(3)建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(%) (%) (%) (%)

【(4)建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
(%) (%) (%) (%)

【(5)敷地面積の合計】 ア m²
イ m²

【(6)敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 %

【(7)敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 %

【(8)備考】

【5.主要用途】(区分)

【6.工事種別】
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【7.建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【(1)建築面積】 (m²) (m²) (m²)

【(2)建ぺい率】 %

【8.延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【(1)建築物全体】 (m²) (m²) (m²)

【(2)地階の住宅部分】 (m²) (m²) (m²)

【(3)共同住宅又は老人ホーム等の共同の廊下等の部分】
(m²) (m²) (m²)

【(4)自動車車庫等の部分】 (m²) (m²) (m²)

【(5)住宅の部分】 (m²) (m²) (m²)

【(6)容積率】 %

【9.建築物の数】

【(1)申請に係る建築物の数】

【(2)同一敷地内の他の建築物の数】

【10.工事着手予定年月日】 年 月 日

【11.工事完了予定年月日】 年 月 日

【12.その他必要な事項】

【13.備考】

(第4面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【(1) 最高の高さ】

【(2) 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【(1) 階別用途別】

	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

【(2)用途別】

(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7.備考】

様式第2号（第2条関係）

工場（危険物）調書

所在地								地域名		
工場名								工場主氏名		
業種（該当業種を○で囲むこと。）		金属 機械 化学 電気ガス 土石窯業 紡績 木工製材 製本印刷 食品 その他						生産品目		
作業及び設備の概要（記入しきれないときは、別紙に記入すること。）										
本申請による作業及び設備の概要（記入しきれないときは、別紙に記入すること。）										
区分		基準時 （年月日）		現 在		増 減		合 計		増 加 率
敷地面積			m ²		m ²		m ²		m ²	%
建築面積			m ²		m ²		m ²		m ²	%
階数			階		階		階		階	%
延べ面積			m ²		m ²		m ²		m ²	%
内 訳	作業場		m ²		m ²		m ²		m ²	%
	事務所		m ²		m ²		m ²		m ²	%
	倉庫		m ²		m ²		m ²		m ²	%
	厚生施設		m ²		m ²		m ²		m ²	%
	自動車庫		m ²		m ²		m ²		m ²	%
	危険物貯蔵所		m ²		m ²		m ²		m ²	%
	その他		m ²		m ²		m ²		m ²	%
原動機出力			KW		KW		KW		KW	%
使用機械の台数			台		台		台		台	%
危険物の貯蔵量										%
機械名又は危険物の種類										
常時貯蔵する危険物					製造又は他の事業を含む工業において処理する危険物					
品名		最大数量			品名		最大停滞量			
※許 限 容 度	建築（建造） 面積	延べ面積		不適合部分 床面積		原動機 出力合計		機械台数		貯蔵量
		m ²		m ²		m ²		KW		台

備考

- この様式は、当該申請に係る建築物等が工場又は危険物の貯蔵及び処理の用途に供するものである場合に提出してください。
- ※印欄は、記入しないでください。

工作物許可申請書
(第 1 面)

有田川町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例第 9 条において準用する同条例第 8 条第 1 項の規定による許可を申請します。

この申請書及び添付書面に記載の事項は、事実と相違ありません。

(宛先) 有田川町長

令和 年 月 日

申請者氏名 印
(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

※受付欄	※都市計画審議会欄	※決裁欄	※許可番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

(第2面)

申請者等の概要

【1.申請者】

【(1)氏名のフリガナ】

【(2)氏名】

【(3)郵便番号】

【(4)住所】

【(5)電話番号】

【2.代理者】

【(1)資格】 () 建築士 () 登録第 号

【(2)氏名】

【(3)建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【(4)郵便番号】

【(5)所在地】

【(6)電話番号】

【3.設計者】

(代表となる設計者)

【(1)資格】 () 建築士 () 登録第 号

【(2)氏名】

【(3)建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【(4)郵便番号】

【(5)所在地】

【(6)電話番号】

【4.敷地の位置】

【(1)地名地番】

【(2)その他の区域又は地区】

【5.工作物の概要】

【(1)用途】

【(2)高さ】

【(3)工事種別】 新築 増築 改築 その他()

【(4)築造面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)

() () ()

【(5)工作物の数】 () () ()

【(6)その他必要な事項】

【6.工事着手予定年月日】 年 月 日

【7.工事完了予定年月日】 年 月 日

【8.備考】

第 号
年 月 日

様

有田川町長



建築物（工作物）許可通知書

年 月 日付で申請のあった特例許可申請について、有田川町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例第 8 条第 1 項（第 9 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき下記の条件を付して許可しましたので通知します。

記

- 1 建築場所又は築造場所
- 2 建築物又は工作物の概要
- 3 許可条件

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第 号
年 月 日

様

有田川町長



建築物（工作物）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった特例許可申請については、下記の理由により有田川町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例第 8 条（第 9 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき下記のとおり許可をしないことを決定したので通知します。

記

（許可しないことを決定した理由）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、有田川町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、有田川町を被告として（訴訟において有田川町を代表する者は有田川町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。